

精華町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）

精華町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名中「個人番号の利用」の次に「及び特定個人情報の提供」を加える。

第1条中「個人番号の利用」の次に「及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供」を加える。

第3条中「個人番号の利用」の次に「及び特定個人情報の提供」を加える。

第4条第1項中「事務は、」の次に「別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び」を加え、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第4条に次の1項を加える。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3

欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

附則の次に別表として次の3表を加える。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
町長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による結核定期健康診断に関する事務であって規則で定めるもの
	精華町子育て短期支援事業実施要綱（平成17年要綱第24号）による子育て短期支援事業に関する事務であって規則で定めるもの。
	精華町母子家庭父子家庭の医療費の助成に関する条例（平成24年条例第13号）による医療費助成事業に関する事務であって規則で定めるもの
	精華町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（平成24年条例第12号）による医療費助成事業に関する事務であって規則で定めるもの
	精華町障害者自立支援医療特別対策費支給事業実施要綱（平成20年要綱第4号）による障害者自立支援医療特別対策費支給事業に関する事務であって規則で定めるもの
	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者の健康の保持増進のために必要な事業に関する事務であって規則で定めるもの
	精華町重度心身障害者の医療費の助成に関する要綱（平

成 2 4 年要綱第 2 0 号) による重度心身障害老人健康管理事業に関する事務であって規則で定めるもの
高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 5 7 年法律第 8 0 号) による被保険者の健康の保持増進のために必要な事業に関する事務であって規則で定めるもの
精華町高齢者の医療費の助成に関する条例 (平成 2 4 年条例第 1 5 号) による医療費助成事業に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2 (第 4 条関係)

機関	事務	特定個人情報
町長	地方税法 (昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号) による個人住民税の賦課徴収に関する調査事務であって規則で定めるもの	介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) による介護保険被保険者資格等に関する情報 (以下「介護保険関係情報」という。) であって規則で定めるもの
	精華町母子家庭父子家庭の医療費の助成に関する条例による医療費助成事業に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報 (以下「地方税関係情報」という。)、児童扶養手当支給関係情報 (児童扶養手当法 (昭和 3 6 年法律第 2 3 8 号) による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。)、生活保護法 (昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号) による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報 (以下「生活保護関係情報」という。)、介護保険関係情報及

	び国民健康保険法による国民健康保険被保険者等資格に関する情報（以下「国民健康保険被保険者等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
精華町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費助成事業に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付に関する規則（平成12年京都府規則第10号）による療育手帳に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、介護保険関係情報及び国民健康保険被保険者等関係情報であって規則で定めるもの
精華町高齢者の医療費の助成に関する条例による医療費助成事業に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、介護保険関係情報及び国民健康保険被保険者等関係情報であって規則で定めるもの
母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務であって規	地方税関係情報であって規則で定めるもの

則で定めるもの	
精華町子育て短期支援事業実施要綱による子育て短期支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
精華町障害者地域生活助成金支給事業実施要綱（平成19年要綱第8号）による地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険被保険者等関係情報であって規則で定めるもの
精華町障害者自立支援医療特別対策費支給事業実施要綱による障害者自立支援医療特別対策費支給事業に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による年金である給付の支給に関する情報（以下「年金給付関係

	情報」という。)及び国民健康保険被保険者等関係情報であって規則で定めるもの
老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険関係情報及び年金給付関係情報であって規則で定めるもの
国民健康保険法による被保険者の資格の取得及び喪失の届出に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報及び年金給付関係情報であって規則で定めるもの
国民健康保険法による被保険者の健康の保持増進のために必要な事業に関する事務であって規則で定めるもの	健康診査結果関係情報（国民健康保険法による健康診査の実施結果に関する情報をいう。）であって規則で定めるもの
精華町国民健康保険条例施行規則（平成21年規則第13号）による国民健康保険一部負担金の減免又は徴収猶予に関する事務であって規則で定め	地方税関係情報及び罹災証明書関係情報（災害による被害の程度を証明する書面に関する情報をいう。）であって規則で定めるもの

るもの	
精華町重度心身障害者の医療費の助成に関する要綱による医療費助成事業に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報、介護保険関係情報及び後期高齢者医療被保険者等関係情報（高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療被保険者等資格に関する情報をいう。）であって規則で定めるもの
高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者の健康の保持増進のために必要な事業に関する事務であって規則で定めるもの	健康診査結果関係情報（高齢者の医療の確保に関する法律による健康診査の実施結果に関する情報をいう。）であって規則で定めるもの
高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療被保険者証に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報及び障害者関係情報であって規則で定めるもの
高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給又は保険料の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険関係情報及び年金給付関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	精華町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和55年教育委員	町長	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	会要綱第2号) による 補助金交付に関する事 務であって規則で定め るもの		
--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参照条文

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 抜粋

(利用範囲)

### 第9条 略

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

### 3～5 略

(特定個人情報の提供の制限)

第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

(1)～(8) 略

(9) 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

(10)～(14) 略